

Weekly Report

第495日号
平成31年3月4日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

確定申告の内容に誤りがあった場合など

確定申告の内容に誤りがあった場合の手続きなどは、次のようになります。

◎期限前に誤りに気付いた場合……訂正した申告書を申告期限（所得税・贈与税は3月15日、消費税は4月1日）までに提出することで、最後に提出された申告書が取り扱われます。なお、書面で申告書を提出する場合はその都度、本人確認書類（マイナンバーカード等）の提示又は写しの添付が必要です。

◎期限後に誤りに気づき、税額を多く申告していた場合……納める税額が多い場合や還付される金額が少ない場合は「更正の請求」ができます。更正の請求書を税務署に提出し、請求内容が認められた場合には税金が還付されます。更正の請求ができる期限は原則、申告期限から5年以内です。

◎期限後に誤りに気づき、税額を少なく申告していた場合……納める税額が少ない場合や還付される金額が多い場合は、「修正申告」により誤った内容を訂正します。修正申告によって納付することになった税額は、所轄税務署長に修正

申告書を提出する日が納期限となり、延滞税と併せて納付します。なお、税務署から調査の事前通知を受けた後に修正申告をした場合は、過少申告加算税が課せられます。

◎期限内に確定申告をしなかった場合……期限後申告の場合、納付する税額に無申告加算税（50万円まで15%、50万円超の部分は20%）が課されますが、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合は軽減（調査通知前は5%、通知後は50万円まで10%、50万円超の部分は15%）されます。なお、申告期限から1ヵ月以内に自主的に行われている等の要件を満たす場合は、課されません。

つみたてNISA、100万口座を突破

金融庁が公表したNISA口座の利用状況調査（速報値）によると、30年12月末時点における一般・つみたてNISAの総口座数は約1246万7千口座で、そのうちつみたてNISAは約103万7千口座となり、制度開始から1年で100万口座を突破しました。また、一般・つみたてNISAの総買付額は約15兆7千億円となっています。

つみたてNISAは、年間40万円を投資上限として、一定の投資信託等を積立投資で買付けた場合に、配当や譲渡益が最長20年間非課税となる制度です。一般NISA（年間投資上限120万円、非課税期間5年）とは選択制となるため、同一年に両制度の適用はできません。

改元に伴う情報システムの対応を確認

今年5月1日から元号が平成から新元号に変わりますが、改元による影響を最小限に抑えるため、新元号は4月1日に公表される予定です

改元に伴い自社で使用している情報システムに和暦が使用されている場合は、各システムにおける改修やアップデート等の対応について確認・把握する必要があります。

なお、新元号となる5月1日は連休期間（4月27日～5月6日）となることも考慮して、段取りなどを検討しましょう。